

# 瀬戸市指名停止取扱要領

## (趣旨)

第1条 この要領は、瀬戸市が発注する工事等の契約の相手方として不適切な者を排除し、適切な業者選定を行うことにより、契約の適正な執行を確保するため、競争入札に参加する有資格業者及び随意契約の相手方とする有資格業者から一定の要件に該当する者を排除するための指名停止について、必要な事項を定めるものとする。

## (定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 工事等 瀬戸市（以下「本市」という。）が発注する工事及び製造の請負、物品の購入、業務の委託その他のものをいう。
- (2) 有資格業者 瀬戸市契約規則（昭和40年瀬戸市規則第18号）第5条第3項（第24条において準用する場合を含む。）の規定により作成された名簿に登載された者をいう。
- (3) 指名停止 有資格業者が一定の要件に該当する場合において、当該有資格業者を本市の契約から一定期間排除することをいう。
- (4) 審査会 瀬戸市入札参加者審査員会規程（昭和47年瀬戸市訓令第2号）第1条に規定する瀬戸市入札参加者審査委員会をいう。

## (指名停止の決定)

第3条 市長は、審査会の審査を経て、指名停止を行うことを決定する。

## (指名停止の実施)

第4条 市長は、有資格業者が別表第1から別表第3までの各号（以下「別表各号」という。）に掲げる措置要件の一に該当するときは、当該有資格業者に対して別表各号に定めるところにより、期間を定め当該有資格業者について指名停止を行うものとする。

2 前項の場合において、指名停止の期間は、3年を超えることができない。

## (下請負人及び共同企業体に関する指名停止)

第5条 市長は、前条の規定により指名停止を行う場合において、当

該指名停止について責めを負うべき有資格業者である下請負人があることが明らかなときは、当該下請負人についても、元請負人の指名停止の期間の範囲内で指名停止を行うものとする。

2 市長は、前条の規定により共同企業体について指名停止を行う場合は、当該共同企業体の構成員（当該事案について明らかに責めを負わないと認められる者を除く。）についても、当該共同企業体の指名停止の期間の範囲内で指名停止を行うものとする。

3 市長は、指名停止を行う有資格業者を構成員とする共同企業体についても、当該構成員の指名停止の期間の範囲内で指名停止を行うものとする。

（指名停止期間の特例）

第6条 有資格業者及び共同企業体（以下「有資格業者等」という。）がいずれかの事案により別表各号に掲げる措置要件の2以上に該当した場合は、当該措置要件ごとに掲げる期間の短期及び長期の最も長いものをもって、指名停止の期間の短期及び長期とする。

2 有資格業者等が次の各号のいずれかに該当することになった場合における指名停止の期間の短期は、それぞれ別表各号に定める短期の2倍（当初の指名停止の期間が1月に満たないときは、1・5倍）の期間（2年を超えるときは2年）とする。ただし、別表第2第1号に定める期間は除く。

(1) 別表第1各号の措置要件に係る指名停止の期間中又は当該期間の満了後1年を経過するまでの間に、別表第1各号の措置要件に該当することとなったとき。

(2) 別表第2各号の措置要件に係る指名停止の期間中又は当該期間の満了後3年を経過するまでの間に、別表第2各号の措置要件に該当することとなったとき。

(3) 別表第2各号の措置要件に係る指名停止の期間中又は当該期間の満了後1年を経過するまでの間に、別表第3各号の措置要件に該当することとなったとき。

(4) 別表第3各号の措置要件に係る指名停止の期間中又は当該期間の満了後1年を経過するまでの間に、別表第2各号又は別表第3第5号から第9号までの措置要件に該当することとなったと

き。

- (5) 別表第3第1号から第4号までの措置要件に係る指名停止の期間中又は当該期間の満了後3年を経過するまでの間に、別表第3第1号から第4号までの措置要件に該当することとなったとき。
- (6) 別表第3第5号から第9号までの措置要件に係る指名停止の期間中又は当該期間の満了後1年を経過するまでの間に、別表第3第1号から第4号までの措置要件に該当することとなったとき。

3 市長は、有資格業者等について情状酌量すべき特別の事由があるため、別表各号及び前2項の規定による指名停止の期間の短期未満の期間を定める必要があるときは、指名停止の期間を当該短期の2分の1まで短縮することができる。

4 市長は、有資格業者等について、極めて悪質な事由があるため又は極めて重大な結果を生じさせたため、別表各号及び第1項の規定による長期を超える指名停止の期間を定める必要があるときは、2年を限度として指名停止の期間を当該長期の2倍まで延長することができる。

5 市長は、指名停止の期間中の有資格業者等について、情状酌量すべき特別の事由又は極めて悪質な事由が明らかとなったときは、別表各号及び前各項に定める期間の範囲内で指名停止の期間を変更することができる。この場合において、別表第3の第1号から第4号までに該当し、かつ、当初の指名停止期間が満了しているときは、当初の指名停止期間を変更したと想定した場合の期間(2年を超えるときは2年)から、当初の指名停止期間を控除した期間をもって、新たに指名停止を行うことができる。

6 市長は、有資格業者等について、過去に有資格業者等でない時点において、別表各号に掲げる措置要件に該当し、その措置要件に該当することとなった基となる事実又は行為が、過去に有資格業者等であった期間のものであることが明らかとなったときは、当該措置要件により想定される指名停止期間の範囲内において、新たに有資格業者等となった時点から指名停止を行うことができるものとす

る。

7 市長は、指名停止の期間中の有資格業者等が、当該事案について責めを負わないことが明らかになったと認めるときは、当該有資格業者等について指名停止を解除するものとする。

(独占禁止法違反等の不正行為に対する指名停止の期間の特例)

第7条 市長は、第4条第1項の規定により情状に応じて別表各号に定めるところにより指名停止を行う際に、有資格業者等が、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)に規定する違反等の不正行為により次の各号の一に該当することとなった場合には、指名停止の期間を加重するものとする。

- (1) 談合(刑法(明治40年法律第45号)第96条の6第2項に規定する目的で行った談合をいう。以下同じ。)に関する情報を得た場合、又は市の職員(法令等により公務に従事する議員、委員等の特別法上公務員とみなされる場合を含む。以下同じ。)が、談合があると疑うに足りる事實を得た場合で、有資格業者等が、当該談合を行っていないとの誓約書を提出したにもかかわらず、当該事案について、別表第3第2号又は第4号に該当したとき。
- (2) 入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律(平成14年法律第101号)第3条第4項に基づく各省各庁の長等による調査の結果、入札談合等関与行為があり、又はあったことが明らかになった場合で、当該関与行為に関し、別表第3第1号又は第2号に該当する有資格業者等に悪質な事由があるとき。
- (3) 市又は他の公共機関の職員が、公契約關係競売等妨害(刑法第96条の6第1項に規定する行為をいう。以下同じ。)又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたときで、当該職員の容疑に関し、別表第3第3号又は第4号に該当する有資格業者等に悪質な事由があるとき。

(指名等の取消し)

第8条 市長は、指名停止を行った場合は、当該指名停止に係る有資格業者等を競争入札に参加させてはならない。この場合において、

当該有資格業者等について、現に一般競争入札への参加を認め通知している場合又は指名競争入札への指名しているときは当該通知又は指名を取り消すものとする。

(指名停止等の通知)

第9条 市長は、第4条若しくは第5条の規定による指名停止又は第6条の規定による指名停止の期間の変更若しくは指名停止の解除(以下「指名停止等」という。)を行ったときは、当該有資格業者等に対し、遅滞なく通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により指名停止の通知をする場合において、当該指名停止の事由が、市の発注した工事等(以下「市発注工事等」という。)に関するものであるときは、必要に応じて改善措置の報告を徴するものとする。

(随意契約の相手方の制限)

第10条 市長は、指名停止の措置期間中の有資格業者等を随意契約の相手方としてはならない。この場合において、現に見積書の提出の通知をしている場合は取り消すものとする。ただし、特別な事由により、あらかじめ審査会の審査を経て、市長の承認を得ているとき又は得たときは、この限りでない。

(下請負等の禁止)

第11条 市長は、指名停止の期間中の有資格業者等が市発注工事等の一部を下請負し、又は受託することを承認してはならない。

(指名停止に至らない事由に関する措置)

第12条 市長は、指名停止を行わない場合において、必要であると認めるときは、当該有資格業者等に対して、文書又は口頭で警告又は注意の喚起を行うことができる。

(関係機関への連絡)

第13条 市長は、指名停止等を行ったときは、その旨を関係課及び公所の長並びにその他の公的機関のうち市長が別に定めるものに通知するものとする。

(記録)

第14条 市長は、指名停止等を行ったときは、その決定内容を書面により記録しなければならない。

(情報の公表)

第15条 市長は、指名停止に関する情報を原則として公表するものとする。

(雑則)

第16条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は審査会の審査を経て、市長が別に定めるものとする。

附 則

この要領は、平成13年8月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成17年4月1日から施行する

附 則

この要領は、平成18年4月1日から施行する

附 則

この要領は、平成19年5月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年12月27日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年12月1日から施行する。

別表第1（第4条、第5条、第6条関係）

## 瀬戸市内において生じた事故等の措置基準

措置要件	期間
(虚偽記載) (1) 市発注工事等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札において、入札参加資格確認申請書、入札参加資格確認資料その他入札前の調査資料に虚偽の記載があり、建設工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から 1月以上6月以内
(粗雑公共工事) (2) 市と締結した契約に係る建設工事（以下この表において「市発注建設注工事」という。）の施工に当たり、過失により建設工事を粗雑にしたと認められるとき（引き渡された工事目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）が軽微であると認められるときを除く。）。	当該認定をした日から 1月以上6月以内
(3) 市内における建設工事で前号に規定するもの以外のもの（以下この表において「一般建設工事」という。）の施工に当たり、過失により建設工事を粗雑にした場合において、契約不適合が重大であると認められるとき。	当該認定をした日から 1月以上3月以内
(契約違反) (4) 第2号に掲げる場合のほか、市発注工事等の履行に当たり、契約に違反し、工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から 2週間以上4月以内
(安全管理措置の不適切により生じた公衆損害事故) (5) 市発注建設工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者以外（以下「公衆」という。）に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害（軽微なものを除く。）を与えたと認められるとき。	当該認定をした日から 1月以上6月以内
(6) 一般建設工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害を与えた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。	当該認定をした日から 1月以上3月以内
(安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故) (7) 市発注建設工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又	当該認定をした日から 2週間以上4月以内

は負傷者を生じさせたと認められるとき。	
(8) 一般建設工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適当であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。	当該認定をした日から 2週間以上2月以内

別表第2（第4条、第5条、第6条関係）

## 贈 賄 の 措 置 基 準

措 置 要 件	期 間
(1) 次のア又はイに掲げる者が、市の職員（法令等により公務に従事する議員、委員等の特別法上公務員とみなされる場合を含む。以下この表において同じ。）に対する贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	逮捕又は公訴を知り当該指名停止措置を決定した日から
ア 有資格業者である個人又は有資格業者である法人の役員、その支店若しくは営業所を代表する者（以下この表及び別表第3において「役員等」という。）	24月
イ 有資格業者の使用人でアに掲げる者以外のもの。（以下この表及び別表第3において「使用人」という。）	24月
(2) 次のア又はイに掲げる者が、県内の他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	逮捕又は公訴を知り当該指名停止措置を決定した日から
ア 役員等	3月以上 9月以内
イ 使用人	1月以上 3月以内
(3) 次のア又はイに掲げる者が、県外の他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	逮捕又は公訴を知り当該指名停止措置を決定した日から
ア 役員等	3月以上 9月以内
イ 使用人	1月以上 3月以内

別表第3（第4条、第5条、第6条関係）

## 不正行為等の措置基準

措置要件	期間
(独占禁止法違反行為) (1) 業務に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反し、工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき（次号に規定する場合を除く。）。	当該認定をした日から 12月以上 24月以内
(2) 市発注工事等に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反し、工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から 18月以上 24月以内
(談合又は公契約関係競売等妨害) (3) 有資格業者である個人、有資格業者の役員等又はその使用人が、談合又は公契約関係競売等妨害の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき（次号に規定する場合を除く。）。	逮捕又は公訴を知り、当該指名停止措置を決定した日から 12月以上 24月以内
(4) 市発注工事等に関し、有資格業者である個人、有資格業者の役員等又はその使用人が、談合又は公契約関係競売等妨害の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	逮捕又は公訴を知り、当該指名停止措置を決定した日から 18月以上 24月以内
(建設業法違反行為) (5) 建設業法（昭和24年法律第100号）の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき（次号に規定する場合を除く。）。	当該認定をした日から 1月以上 9月以内
(6) 市内において、建設業法の規定に違反し、建設工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から 2月以上 9月以内
(不正又は不誠実な行為) (7) 別表第1、別表第2及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し、不正又は不誠実な行為をし、工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から 1月以上 9月以内

<p>(8) 別表第1、別表第2及び前各号に掲げる場合のほか、代表役員等（有資格業者である個人又は有資格業者である法人の代表権を有する役員（代表権を有すると認めるべき肩書を付した役員を含む。）をいう。）が、禁錮以上の刑に当たる犯罪容疑で公訴を提起され、又は禁錮以上の刑若しくは刑法の規定による罰金刑を宣告され、工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 1月以上 9月以内</p>
<p>(その他重大な事案)</p> <p>(9) 別表第1、別表第2及び前各号に掲げる場合のほか、重大な事案が発生し、当該有資格業者が、工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p>	<p>審査会で決定</p>